

横浜市現市庁舎街区活用事業

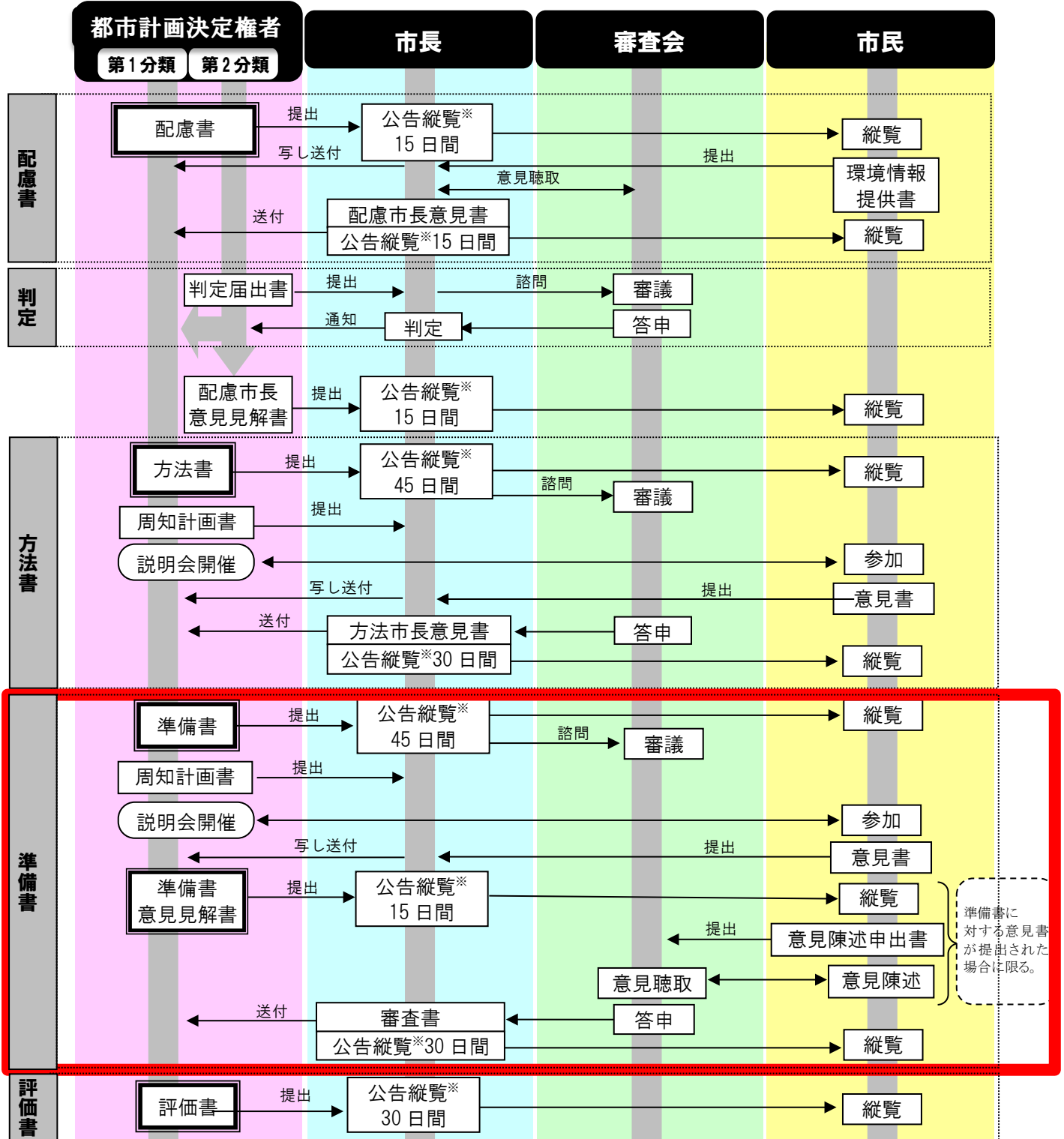
環境影響評価準備書に係る手続について

項 目	内 容																						
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」）対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表 10 高層建築物の建設																						
これまでの手続	<table> <tr> <td>配慮書</td><td>提出：R1.12.23、公告・縦覧：R2.1.15～R2.1.29</td></tr> <tr> <td>縦覧対象区</td><td>中区</td></tr> <tr> <td>環境情報提供書</td><td>0通</td></tr> <tr> <td>審査会</td><td>意見聴取：R2.1.16</td></tr> <tr> <td>配慮市長意見書</td><td>作成：R2.2.19、公告・縦覧：R2.3.5～R2.3.19</td></tr> <tr> <td>方法書</td><td>提出：R2.4.20、公告・縦覧：R2.5.15～R2.6.29</td></tr> <tr> <td>縦覧対象区</td><td>中区、西区</td></tr> <tr> <td>説明会</td><td>開催日：R2.6.12、13（計2回） 参加者：延べ70名</td></tr> <tr> <td>意見書</td><td>3通</td></tr> <tr> <td>審査会</td><td>諮問：R2.6.2、答申：R2.7.13</td></tr> <tr> <td>方法市長意見書</td><td>作成：R2.8.3、公告・縦覧：R2.8.25～R2.9.23</td></tr> </table>	配慮書	提出：R1.12.23、公告・縦覧：R2.1.15～R2.1.29	縦覧対象区	中区	環境情報提供書	0通	審査会	意見聴取：R2.1.16	配慮市長意見書	作成：R2.2.19、公告・縦覧：R2.3.5～R2.3.19	方法書	提出：R2.4.20、公告・縦覧：R2.5.15～R2.6.29	縦覧対象区	中区、西区	説明会	開催日：R2.6.12、13（計2回） 参加者：延べ70名	意見書	3通	審査会	諮問：R2.6.2、答申：R2.7.13	方法市長意見書	作成：R2.8.3、公告・縦覧：R2.8.25～R2.9.23
配慮書	提出：R1.12.23、公告・縦覧：R2.1.15～R2.1.29																						
縦覧対象区	中区																						
環境情報提供書	0通																						
審査会	意見聴取：R2.1.16																						
配慮市長意見書	作成：R2.2.19、公告・縦覧：R2.3.5～R2.3.19																						
方法書	提出：R2.4.20、公告・縦覧：R2.5.15～R2.6.29																						
縦覧対象区	中区、西区																						
説明会	開催日：R2.6.12、13（計2回） 参加者：延べ70名																						
意見書	3通																						
審査会	諮問：R2.6.2、答申：R2.7.13																						
方法市長意見書	作成：R2.8.3、公告・縦覧：R2.8.25～R2.9.23																						
準備書の提出	条例第24条 令和2年12月21日提出																						
準備書の公告	条例第25条第1項 令和3年1月25日市報公告 （広報よこはま1月号、環境創造局ホームページ、環境創造局ツイッターで公表）																						
準備書の写しの縦覧	条例第25条第1項 縦覧期間：令和3年1月25日～3月10日（45日間） 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課 西区役所区政推進課 中区役所区政推進課 南区役所区政推進課 （横浜市中心図書館、中図書館及び南図書館で閲覧、環境影響評価課ホームページで準備書の全文公開を実施）																						
審査会への諮問	条例第25条第2項 令和3年1月26日諮問																						
準備書の概要の周知	条例第26条第1項 概要の周知 同条第2項 周知計画書（準備書公告の日から10日以内に提出予定） 対象地域：西区、中区及び南区の一部 周知方法：「環境影響評価準備書の概要及び説明会開催等のお知らせ」を対象地域内にポスティング																						

説明会の開催	条例第27条第1項 令和3年2月12日（金）、14日（日） （動画配信、希望者に資料送付もあり）
意見書の提出	条例第28条第1項 提出期間：令和3年1月25日～3月10日 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により当該意見を述べることができる。（郵送及び持参による提出又は電子申請による提出の受付を実施）
準備書意見見解書の作成・提出	条例第29条第1項 事業者は、意見書の写しの送付を受けた場合、意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類（以下「準備書意見見解書」）を作成し、市長に提出する。ただし、意見書の提出がなかったときは、この限りではない。
準備書意見見解書の公告・縦覧	条例第29条第2項 市長は、準備書意見見解書の提出を受けたときは、その旨を公告し、準備書意見見解書の写しを公告の日から、15日間縦覧に供する。
市民等からの意見聴取	条例第30条第1項 対象市民等*は、審査会に対し、準備書意見見解書の縦覧期間中に、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨を申し出ることができる。
審査書の作成・送付	条例第31条第1項 市長は、審査会の答申等を踏まえ、環境の保全の見地からの意見を記載した書面（以下「審査書」）を作成し、事業者に送付する。
審査書の公告・縦覧	条例第31条第2項 市長は、審査書を作成した旨を公告し、30日間縦覧に供する。

※ 対象市民等とは、対象地域内に居住する者及び対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体（法人その他の団体にあつては、定款その他の規約により代表者が定められているものに限る。）をいう。

【条例対象事業】横浜市環境影響評価条例の手続の流れ



今回の手続